

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和4年12月8日（木）

開 会（午前10時30分）

【議 事】

○議案第88号「所沢市寿町駐車場の指定管理者の指定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員

1年6か月間の東川の改修が終わった時点で、今度また5年間の指定管理をかけるという認識でよろしいか。

築地商業観光
課長

改修後については、通常の期間を前提で議論していきたいと思っています。

福原委員

再開した後、今と同じ台数を確保できるのか。それとも敷地の面積が減るのか。

築地商業観光
課長

改修後は、新しい護岸については下がる形で設置を想定していますので、現在よりも面積は少なくなると思います。また、駐車台数につきましては、現在においても駐車場の車室が狭いというお話をいただいているこ

ともあり、そちらも来年度以降の設計の中でしっかりと検討していきたい
と思っています。

大館委員

そもそもだが、機械式にしないで人で管理しているが、何か理由があっ
たのか。

築地商業観光
課長

台数を一番多く確保できる形を考えると、人を置く形になります。機械
式となりますと、どうしてもスペースの関係が出てきますので、現時点で
は現在の方法が、一番多く駐車場の台数を備えられる形なのかなと考えて
おります。

島田委員

護岸の工事期間は分かるか。

築地商業観光
課長

工事期間については、来年度の設計で分かりますが、今の見通しとして
は令和6年11月から令和7年5月までの間で工事が終わるものという
スケジュールの見通しとなっています。

島田委員

そうすると、その期間はこの駐車場は利用中止ということか。

築地商業観光
課長

そのとおりです。

島田委員

大館委員からもあったが、管理人室が結構老朽化していて、裏側に男子用の小便器があり、結構古いと思う。入口も、金網のフェンスで大分古いが、今、歩きたくなるまちづくりと言って、旧町周辺はいろいろ計画されている。その時に、みすぼらしいという言い方が適切かどうか分からないが、護岸の改修と絡めて、一緒に改修する予定はあるか。

築地商業観光
課長

管理人室の移設につきましては、台数の減少にもつながることもありま
すので、来年の設計の中ではしっかり検討していきたいと思います。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第88号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩 (午前10時36分)

(説明員交代)

再 開 (午前10時38分)

○議案第80号「所沢市議会の議員及び所沢市長の選挙における選挙運動
用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第80号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

○議案第 8 1 号「所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部
を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第 8 1 号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

○議案第82号「所沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の
一部を改正する等の条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員

職員の定年延長に伴って給与が様々に変わるという法案で、昨日の本会議場で小林議員がいろいろ指摘をされていたが、定年延長によって、結局、管理職の手当を支給されている管理職の職員は、60歳以降は5級に降格になって、6級以下の職員は60歳以降も全然号給が変わらないということとで、同じになるという認識でよいか。

小山職員課長

役職定年をする範囲ですが、6級が課長補佐級ということで管理職手当が支給される級になっておりますので、6級以上の職員については5級主査に役職定年をしていくという制度となっております。

平井委員

そうすると、5級以下の職員の皆さんは仕事が変わらないが、60歳を超えると給料だけ減るという認識と、もう一つは5級の管理職員は、部長や次長の方々が定年になると給料の差額が出てくるのか。

小山職員課長

5級で60歳を迎えた職員につきましては、引き続き5級のまま4月1日以降は給料額が7割になるということになります。役職定年をする職員につきましては、役職定年をする前日に受けていた給料の7割が支給され

ることになる制度となっています。

平井委員

具体的に部長、次長、課長でどのくらいの一般職との差額が出てくるのか。

小山職員課長

一つの例として、部長級から役職定年をしたとして、サンプルで試算したもので、通勤手当等を含むものとして約37万円、課長級につきましては約32万円、主査級につきましては約29万5,000円と試算しています。

平井委員

今のは年間か。年間にすると、一般職員と部長で37万円程度多くなるという認識でよいか。

小山職員課長

ただいま申し上げましたのは、毎月支給される給料額の試算で申し上げたところです。

平井委員

一般職員と部長、次長、課長ではどのくらい差が出てくるのか。それは分かるか。

小山職員課長

先ほど申し上げました月額差額ですが、主査級が29万5,000円と申し上げましたので、部長級につきましては37万円ということでした

ので7万5,000円、課長級につきましては約32万円と申しあげましたので、2万5,000円の差が生じるような試算となっています。

平井委員

例えば、元部長、元課長、元次長でも延長して、その後の仕事というのは同じことをやるわけではなく、一般職員と同じことをやるという認識でよろしいか。

小山職員課長

主査級で格付けということになりますので、60歳に達する前の主査級と同じような働き方を期待しているところです。

平井委員

昨日、小林議員が定年を過ぎた方々の、人事院で調べた民間との実態の話の中で、普通は75%なのに、60歳を超えた場合は非管理職で75%だけれども、公務員は70%はないかと言ったことに対して、部長は60歳を過ぎた企業の割合は6割、全体を見ればやっぱり70%とおっしゃったのだが、よく分からないのでもう一度伺いたい。

小山職員課長

今回の定年延長に関しましては、平成30年の人事院の意見の申出に基づく制度ということで進めさせていただいておりますが、その際に資料として人事院から示されたものの中に、60歳を超える定年を設定している事業所というのが、全体の中で13%あり、その定年が60歳を超える事業所の中で60歳前後で給与の差を設けているところについて、課長級に

については75.2%、非管理職については72.7%ということで示されておりますけれども、これは全体の13%の事業所の中でということで示されており、その他の再雇用制度を導入している民間企業が多いということで全体を見ますと、国では7割ということで全体の数字が示されているということ、昨日部長が議案質疑の際に答弁をしたところです。

平井委員

全体を見てみたら、結局は7割ということが分かった。民間の場合には、格差をなくすために管理職の上限年齢調整額というものが加算されているというのを聞いたが、公務員にこのようなものはないということか。

小山職員課長

60歳以降、定年が延長されてくる公務員に対して、民間企業を対象に支給されているような手当の対象とはなっていないと認識しています。

平井委員

せっかく定年延長になったのに、管理職の方々は割と高い給料で安定した収入があるのに、一般職員はそうではないということでは、やはりこれからは仕事の内容も違って来るわけであり、主査ということであるため、そこは今後差額がないような形で何らかの対応を考えていくべきではないかと思うのだが、その点については今後どうされていくのか、方向性があればお示しいただきたい。

小山職員課長

昨日の議案質疑で、部長が答弁した内容とかぶるところもありますが、

定年延長後の7割水準とした場合、もともと受けていた給料額によって差が生じるものですが、それはその職員が積み重ねた職務上の知識や経験、それは職に応じて備わるものが少なからずあるということで、その知識、経験を引き続き十分に活かしてもらおうということで運用していきたいと考えておりますので、引き続き働きやすい環境づくりということでは取り組んでいきたいと考えております。

平井委員

昨日の議案質疑で荻野議員が質問されていたが、定年が延長になることによって、新規採用者を採らなくなってしまうのではないかという心配をしていた。新規採用を行うという答弁だったが、今までと同じような形で行われるという認識でよいのか。数が減ることなく、足りない人数はきちんと採っていくという認識でよろしいか。

小山職員課長

これも昨日の部長の議案質疑の答弁と重なるところもありますが、本市におきましては、現状として60歳で定年後に現行の再任用制度において、原則フルタイムで大方の職員を任用している状況から、経過措置期間中につきましても、65歳を迎えて再任用任期満了になる職員が毎年一定数生じることとなりますので、新規採用については影響しないという旨、御答弁をさせていただいております。必要数につきましても、定員管理部門と協議をしながら、計画的に採用していくということで考えています。

平井委員

もう一つ心配なのは、現在再任用で働いている職員の皆さんが、来年以降延長になると、また給料に差額が出る。再任用の方は3分の2くらい下がると聞いたが、定年延長になって次の年からは定年が延長されるので、ちょっとはよくなると思うが、そうすると職場の中で、同じ仕事をしていても再任用職員と延長された職員との間に、何らかの言葉に言えないものが生じてくると思う。どうしろとも言えないが、そのことについては再任用の方に対して、何か得策というか考えていることはあるのか。

小山職員課長

給料面では、再任用職員は一旦退職した後で再度の任用ということですので、現状の給料額ということになる部分がありますけれども、モチベーションが下がらないようにという意味では、上司であります管理職のマネジメント能力が重要となってくると考えております。これは所属長に対するものもそうですし、再任用、定年延長される職員自身の意識も大事だと思っておりますので、その辺りについては研修等を通じて、意識づけはしっかりそれぞれしていきたいと考えております。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第82号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第83号「所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員

人事院勧告に基づいて特別職も期末手当が上がるという認識だが、持っている資料では、議員が期末でアップする分が6万7,000円であったかと思うが、市長や管理職の数字が分かれば教えてほしい。

小山職員課長

一点、御質問の中で、人事院勧告に準拠するというようなお話もあったかと思いますが、議員の報酬等につきましては、経済情勢や他自治体の状況等を含め総合的に考えての改定ということで、一般職員の給与等とは異なり、人事院勧告に準拠して行うというものではないという整理をしておりますので、補足させていただいた上で、特別職の金額については、市長は期末手当が12万3,480円、副市長が10万5,120円、常勤監査委員が6万9,720円、上下水道事業管理者が9万3,720円、教育長が9万3,720円となっております。

【質疑終結】

【意 見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して、反対の立場から意見を申し上げます

す。職員の給与を上げることは賛成だが、特別職とりわけ議員については、
様々な情勢の中で賛成しかねるということで反対します。

【採 決】

議案第83号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきも
のと決する。

○議案第84号「所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第84号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

休 憩（午前11時0分）

（説明員退席。休憩中に協議会を開催。）

再 開（午前11時11分）

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

○今後の委員会の審査について

亀山委員長

次に、「所沢ブランド、シティプロモーションについて」、1月16日に委員会を開催したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（委員了承）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

散 会（午前11時13分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和4年第4回（12月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際化・多文化共生について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 学校教育（私立学校）について
- 5 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 6 行政経営について
- 7 危機管理・防災について
- 8 財政運営について
- 9 農業・商業・工業について
- 10 観光について
- 11 労働・雇用環境について